

Int. Cl.: 36

Prior U.S. Cls.: 100, 101 and 102

United States Patent and Trademark Office **Reg. No. 2,000,552**
Registered Sep. 17, 1996

**SERVICE MARK
PRINCIPAL REGISTER**

DAIWA

DAIWA SHOKEN KABUSHIKI KAISHA
(JAPAN CORPORATION), AKA DAIWA SE-
CURITIES CO., LTD.
6-4, OTEMACHI 2-CHOME, CHIYODA-KU
TOKYO, JAPAN

FOR: FINANCIAL SERVICES, NAMELY SE-
CURITIES TRADING, BUYING AND SELLING
SECURITIES, SECURITIES BROKERAGE, AND
UNDERWRITING SECURITIES FOR OTHERS;
MANAGEMENT OF CUSTOMER ACCOUNTS
FOR SECURITIES; EXERCISING RIGHTS OF
SECURITIES OWNERS AS AN AGENT; BEING
A SECURITIES TRUSTEE; SECURITIES IN-
VESTMENT CUSTODIAL SERVICES; PER-

FORMING SWAP TRANSACTIONS FOR
OTHERS; AND ISSUANCE AND SALE OF
PASS-THROUGH AND MORTGAGE SECURI-
TIES FOR OTHERS, IN CLASS 36 (U.S. CLS. 100,
101 AND 102).

FIRST USE 11-26-1951; IN COMMERCE
4-1-1959.

THE KANJI CHARACTERS FOR "DAI" AND
"WA" TRANSLATES INTO ENGLISH AS
"GREAT HARMONY".

SER. NO. 74-500,087, FILED 3-10-1994.

BARBARA GAYNOR, EXAMINING ATTOR-
NEY

Int. Cl.: 36

Prior U.S. Cls.: 100, 101 and 102

Reg. No. 2,000,552

United States Patent and Trademark Office Registered Sep. 17, 1996

**SERVICE MARK
PRINCIPAL REGISTER**

DAIWA

DAIWA SHOKEN KABUSHIKI KAISHA
(JAPAN CORPORATION), AKA DAIWA SECURITIES CO., LTD.
6-4, OTEMACHI 2-CHOME, CHIYODA-KU
TOKYO, JAPAN

FOR: FINANCIAL SERVICES, NAMELY SECURITIES TRADING, BUYING AND SELLING SECURITIES, SECURITIES BROKERAGE, AND UNDERWRITING SECURITIES FOR OTHERS; MANAGEMENT OF CUSTOMER ACCOUNTS FOR SECURITIES; EXERCISING RIGHTS OF SECURITIES OWNERS AS AN AGENT; BEING A SECURITIES TRUSTEE; SECURITIES INVESTMENT CUSTODIAL SERVICES; PER-

FORMING SWAP TRANSACTIONS FOR OTHERS; AND ISSUANCE AND SALE OF PASS-THROUGH AND MORTGAGE SECURITIES FOR OTHERS, IN CLASS 36 (U.S. CLS. 100, 101 AND 102).

FIRST USE 11-26-1951; IN COMMERCE 4-1-1959.

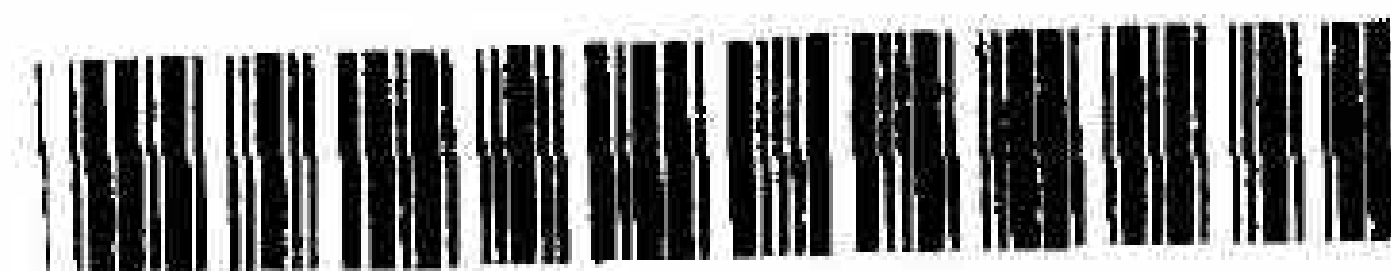
THE KANJI CHARACTERS FOR "DAI" AND "WA" TRANSLATES INTO ENGLISH AS "GREAT HARMONY".

SER. NO. 74-500,087, FILED 3-10-1994.

BARBARA GAYNOR, EXAMINING ATTORNEY



09-14-2000



101456181

08-04-2000
U.S. Patent & TMO/TM Mail Rpt Dt. #10

RECORDATION FORM COVER SHEET
TRADEMARKS ONLY

02L 432

MD 8.4.00

TO: The Commissioner of Patents and Trademarks: Please record the attached original document(s) or copy(ies).

Submission Type

- ☒ New
- ☐ Resubmission (Non-Recordation)
Document ID #
- ☐ Correction of PTO Error
Reel # Frame #
- ☐ Corrective Document
Reel # Frame #

Conveyance Type

- ☐ Assignment ☐ License
- ☐ Security Agreement ☐ Nunc Pro Tunc Assignment
Effective Date
Month Day Year
- ☐ Merger
- ☒ Change of Name
- ☐ Other

Conveying Party

☐ Mark if additional names of conveying parties attached

Execution Date
Month Day Year

Name

04 26 99

Formerly

- ☐ Individual ☐ General Partnership ☐ Limited Partnership ☒ Corporation ☐ Association
- ☐ Other
- ☒ Citizenship/State of Incorporation/Organization

Receiving Party

☐ Mark if additional names of receiving parties attached

Name

~~DEA/AKAMA~~

Composed of

Address (line 1)

Address (line 2)

Address (line 3)

Zip Code

- ☐ Individual ☐ General Partnership ☐ Limited Partnership
- ☒ Corporation ☐ Association
- ☐ Other

If document to be recorded is an assignment and the receiving party is not domiciled in the United States, an appointment of a domestic representative should be attached. (Designation must be a separate document from Assignment.)

☒ Citizenship/State of Incorporation/Organization

FOR OFFICE USE ONLY

09/13/2000 NTHA11 00000210 2000552

01 FC:481

40.00 OP

Domestic Representative Name and Address

Enter for the first Receiving Party only.

Name

Address (line 1)

Address (line 2)

Address (line 3)

Address (line 4)

Correspondent Name and Address

Area Code and Telephone Number

Name

Address (line 1)

Address (line 2)

Address (line 3)

Address (line 4)

Pages Enter the total number of pages of the attached conveyance document including any attachments. #

Trademark Application Number(s) or Registration Number(s)

☐ Mark if additional numbers attached

Enter either the Trademark Application Number or the Registration Number (DO NOT ENTER BOTH numbers for the same property).

Trademark Application Number(s)

Registration Number(s)

Number of Properties

Enter the total number of properties involved.

#

Fee Amount

Fee Amount for Properties Listed (37 CFR 3.41):

\$

Method of Payment:

Enclosed ☒

Deposit Account ☐

Deposit Account

(Enter for payment by deposit account or if additional fees can be charged to the account.)

Deposit Account Number:

#

Authorization to charge additional fees:

Yes

☒

No

☐

Statement and Signature

To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document. Charges to deposit account are authorized, as indicated herein.

William L. Androlia

Reg. No. 27,177

Name of Person Signing

Signature

8/1/2000

Date Signed

DECLARATION OF CHANGE OF THE ANGLICIZED NAME

I, the undersigned, Yoshinari HARA, President of KABUSHIKI KAISHA DAIWA SHOKEN GROUP HONSHA (also trading as Daiwa Securities Group Inc. and hereinafter referred to as "our Company",) do hereby solemnly and sincerely declare as follows;

That the anglicized name of our Company was changed on April 26, 1999

from DAIWA SECURITIES CO. LTD.

to DAIWA SECURITIES GROUP INC.

AND I MAKE THIS SOLEMN DECLARATION conscientiously believing the same to be true and correct.

Tokyo, June 23 , 2000

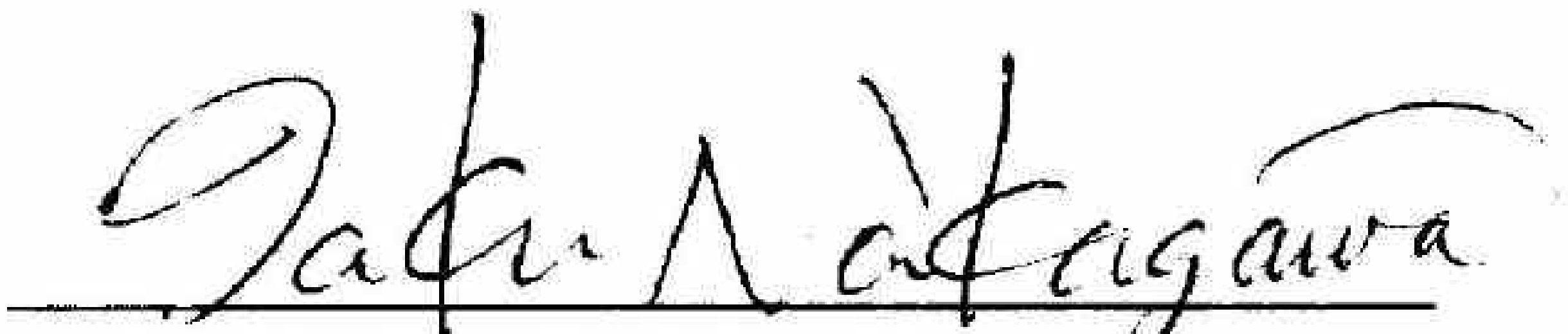

Yoshinari HARA, President

DECLARATION

I, the undersigned, Taku NAKAGAWA, Patent Attorney of the KYOWA PATENT AND LAW OFFICE, of 2-3, Marunouchi 3-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo, Japan do hereby solemnly and sincerely declare as follow;

1. That I am well acquainted with the English and Japanese languages and am competent to translate from Japanese into English;
2. That I have executed, with the best of my ability, a true and correct extract translation into English of the attached CERTIFICATE INCLUSIVE OF ALL THE HISTORIES of KABUSHIKI KAISHA DAIWA SHOKEN GROUP HONSHA.

This 21st day of June, 2000


Taku NAKAGAWA, Patent Attorney

CERTIFICATE INCLUSIVE OF ALL THE HISTORIES

Trade Name: DAIWA SHOKEN KABUSHIKI KAISHA

KABUSHIKI KAISHA DAIWA SHOKEN GROUP HONSHA

Changed on April 26, 1999

Headquarters: 6-4, Otemachi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo, Japan

Publication: To be made in the Nippon Keizai Shinbun Newspaper published in Tokyo

Date of Establishment:

December 27, 1943

(omitted)

**It is hereby certified that the above is all the present effective matters in
and does not include the closed matters in the Commercial Register.**

April 26, 2000

Norio TACHIBANA, Registrar (Seal)

Tokyo Legal Affairs Bureau

* The underlined articles are the closed matters.

履歴事項全部証明書

東京都千代田区大手町二丁目6番4号
株式会社大和証券グループ本社

会社法人等番号 008855

商 号	大和証券株式会社 株式会社大和証券グループ本社 平成11年 4月26日変更
本 店	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
公告をする方法	東京都内に於て発行する日本経済新聞に掲載する
会社成立の年月日	昭和18年12月27日
目 的	1 当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする (1) 証券取引法に規定する証券業 (2) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託委託業 (3) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する運用会社又は資産保管会社の業務 (4) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務 (5) 前各号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務 (6) 内外経済、金融及び資本市場に関する調査研究及びその受託に係る業務 (7) コンピュータによる計算業務の受託に係る業務 (8) ソフトウェアの開発及び販売に係る業務 (9) 不動産の売買、賃貸借及びその仲介に係る業務 (10) 信託業法に規定する信託業 2 当会社は、前項に付帯する業務を営むことができる 1 当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする (1) 証券取引法に規定する証券業 (2) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託委託業 (3) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する運用会社又は資産保管会社の業務 (4) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務 (5) 前各号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務 (6) 内外経済、金融及び資本市場に関する調査研究及びその受託に係る業務 (7) コンピュータによる計算業務の受託に係る業務 (8) ソフトウェアの開発及び販売に係る業務

(9) 不動産の売買、賃貸借及びその仲介に係る業務
(10) 信託業法に規定する信託業
(11) 生命保険の募集および損害保険代理店業務
(12) 証券事務処理に係る業務

2 当会社は、前項に付帯する業務を営むことができる

平成11年 6月25日変更 平成11年 7月 2日登記

1 当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする

(1) 証券取引法に規定する証券業
(2) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託委託業
(3) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する運用会社又は資産保管会社の業務
(4) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
(5) 前各号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務
(6) 内外経済、金融及び資本市場に関する調査研究及びその受託に係る業務
(7) コンピュータによる計算業務の受託に係る業務
(8) ソフトウェアの開発及び販売に係る業務
(9) 不動産の売買、賃貸借及びその仲介に係る業務
(10) 信託業法に規定する信託業
(11) 生命保険の募集及び損害保険代理店業務
(12) 証券事務処理に係る業務

2 当会社は、前項に付帯する業務を営むことができる

平成11年 7月 9日許可 平成11年 7月 9日更正

額面株式1株の金額	金50円		
一単位の株式の数	1000株		
発行する株式の総数	41億株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数		
	13億3172万2462株		
	発行済株式の総数		平成11年12月31日変更
	13億3172万6118株		平成12年 1月11日登記
	発行済株式の総数		平成12年 1月31日変更
	13億3173万688株		平成12年 2月 8日登記
	発行済株式の総数		平成12年 3月31日変更
	13億3173万3430株		平成12年 4月10日登記

資本の額	金1384億2483万7239円	
	金1384億2683万7071円	平成11年12月31日変更
		平成12年 1月11日登記
	金1384億2933万6861円	平成12年 1月31日変更
		平成12年 2月 8日登記
	金1384億3083万6735円	平成12年 3月31日変更
		平成12年 4月10日登記
発行する各種株式 の内容及び数	普通株式 40億株 優先株式 1億株 普通株式につき消却があった場合、また、優先株式につき消却又は普通株式への転換があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。 (優先配当金) 利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年75円を限度として発行に際して取締役会の決議で定める額の株主配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。 ある営業年度において、優先株主又は優先登録質権者に対して支払う株主配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 優先株主又は優先登録質権者に対し優先配当金を超えて配当は行わない。 (残余財産の分配) 残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき1000円を支払う。 優先株主又は優先登録質権者に対しては前項のほか、残余財産の分配は行わない。 (優先株式の買入消却) 普通株式の消却を行わない場合においても、優先株式を買受けて次のいずれかの方法により消却することができる。 (1) 定時株主総会決議をもって優先株式を買受けてする消却 (2) 優先株式を買受けてする資本減少による消却 (3) 前2号のほか、消却をなす時点における法令の定める消却 (優先株式の強制消却) 普通株式の消却を行わない場合においても、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式を、当該期間終了後、6月以内に、次のいずれかの方法により強制的に消却することができる。 (1) 株主に配当すべき利益をもってする消却 (2) 資本減少の規定に従う消却 前項により優先株式を消却する場合、当会社は、優先株主又は優先登録質権者に対し、優先株式1株につき、その払込金に相当する金額を支払う。	

	前各項のほか、対象優先株主への通知、対象優先株券の取扱その他優先株主又は優先登録質権者に関する細目は、消却実施に先立ち、普通株主による株主総会又は取締役会においてこれを定める。 (株式の併合又は分割、新株引受権等) 法令の定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割を行わない。 優先株主には新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない。 (普通株式への転換請求) 優先株主は、優先株式発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。 (普通株式への一斉転換) 転換を請求し得べき期間中に転換請求がなく、かつ強制消却による消却の行われなかった優先株式は、強制消却を行い得べき期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が次のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。 (1) 普通株式の額面金額 (2) 優先株式発行に関する取締役会で定める金額 前項の場合、転換により生じる普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じるときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを処理する。		
名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都中央区京橋一丁目7番1号 中央信託銀行株式会社 東京都中央区京橋一丁目7番1号 中央信託銀行株式会社 東京都中央区京橋一丁目7番1号 中央三井信託銀行株式会社 東京都中央区京橋一丁目7番1号 中央三井信託銀行株式会社 平成12年 4月 1日変更 平成12年 4月 3日登記		
役員に関する事項	取締役	原 良 也	平成 9年 6月27日重任
	取締役	原 良 也	平成11年 6月25日重任
			平成11年 7月 2日登記

	<u>取締役</u> <u>小 森 脩 一</u>	平成 9 年 6 月 2 7 日重任
	取締役 小 森 脩 一	平成 1 1 年 6 月 2 5 日重任
		平成 1 1 年 7 月 2 日登記
	<u>取締役</u> <u>福 田 憲 一</u>	平成 9 年 6 月 2 7 日就任
	取締役 福 田 憲 一	平成 1 1 年 6 月 2 5 日重任
		平成 1 1 年 7 月 2 日登記
	<u>取締役</u> <u>鈴 木 茂 晴</u>	平成 9 年 6 月 2 7 日就任
	取締役 鈴 木 茂 晴	平成 1 1 年 6 月 2 5 日重任
		平成 1 1 年 7 月 2 日登記
	取締役 楠 田 智 昭	平成 1 0 年 6 月 2 5 日重任
	取締役 川 口 碩 保	平成 1 0 年 6 月 2 5 日重任
	取締役 山 村 信 一	平成 1 0 年 6 月 2 5 日重任
	<u>東京都港区虎ノ門四丁目3番2号</u> <u>代表取締役</u> <u>原 良 也</u>	平成 9 年 9 月 2 4 日就任
	東京都港区虎ノ門四丁目3番2号 代表取締役 原 良 也	平成 1 1 年 6 月 2 5 日重任
		平成 1 1 年 7 月 2 日登記
	東京都練馬区関町南四丁目12番2号 代表取締役 楠 田 智 昭	平成 1 1 年 4 月 2 6 日就任
	東京都小金井市中町一丁目2番47号 代表取締役 山 村 信 一	平成 1 1 年 4 月 2 6 日就任

	監査役 高橋秀元	平成9年6月27日就任
	監査役 杉谷昇	平成9年6月27日就任
	監査役 川上哲郎	平成10年6月25日就任
支店	1 大韓民国ソウル特別市永登浦区汝矣島洞27-3番地	平成11年10月30日廃止
		平成11年11月2日登記
	2 台湾台北市基隆路1段200号	平成11年11月17日廃止
		平成11年11月18日登記
転換社債	第7回無担保転換社債 転換社債の総額 金194億4000万円 転換の条件 本社債の転換により発行する株式1株の発行価額（以下転換価額という）は、下記(イ)とし、転換により発行すべき株式数は、次のとおりとする。 但し、本社債額面金額の一部及び利息については、転換を請求することはできない。 各社債権者が転換請求のため 提出した本社債額面金額の総額 株式数＝$\frac{\text{転換価額}}{\text{時価}}$ この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する社債額面金額は、額面100円につき金100円の割合で償還する。 (イ) 転換価額 金3035円90銭 (ロ) 転換価額の調整 転換価額は、当社が本社債発行後、時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整される。 新発行株式数 × 1株当り払込金額 既発行株式数 + $\frac{\text{調整後転換価額} - \text{調整前転換価額}}{\text{時価}}$ 既発行株式数 + 新発行株式数 なお、株式配当、無償交付による新株式の発行、株式の分割若しくは併合等	

が行われる場合にも調整されるものとする。但し、転換により当社記名式額面普通株式を発行する場合で、調整後の転換価額が当社記名式額面普通株式の額面金額を下回るときは、当該額面金額をもつて調整後の転換価額とする。

転換によって発行すべき株式の内容
当社記名式額面普通株式（1株の額面金額50円）
但し、本社債の転換により発行する株式を当社記名式無額面普通株式とした場合は、当社記名式無額面普通株式。

転換の請求をすることのできる期間
昭和62年10月1日から昭和77年9月27日まで

各転換社債の金額
金100万円

各転換社債につき払い込んだ金額
全額

本社債はこれを株式に転換することができる

第8回無担保転換社債

転換社債の総額
金194億1900万円

転換の条件
本社債の転換により発行する株式1株の発行価額（以下転換価額という）は、下記(イ)とし、転換により発行すべき株式数は、次のとおりとする。
但し、本社債額面金額の一部及び利息については、転換を請求することはできない。

株式数 =
$$\frac{\text{各社債権者が転換請求のため提出した本社債額面金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する社債額面金額は、額面100円につき金100円の割合で償還する。

(イ) 転換価額 金3035円90銭

(ロ) 転換価額の調整

転換価額は、当社が本社債発行後、時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整される。

			新発行株式数	×	1株当たり払込金額	
		既発行株式数	+			
調整後	調整前	株式数	時	価		
転換価額	=	転換価額	×			
					既発行株式数 + 新発行株式数	

なお、株式配当、無償交付による新株式の発行、株式の分割若しくは併合等が行われる場合にも調整されるものとする。但し、転換により当社記名式額面普通株式を発行する場合で、調整後の転換価額が当社記名式額面普通株式の額面金額を下回るときは、当該額面金額をもつて調整後の転換価額とする。

転換によって発行すべき株式の内容
当社記名式額面普通株式（1株の額面金額50円）
但し、本社債の転換により発行する株式を当社記名式無額面普通株式とした場合は、当社記名式無額面普通株式。

転換の請求をすることのできる期間
昭和62年10月1日から昭和74年9月29日まで

各転換社債の金額
金100万円

各転換社債につき払い込んだ金額
全額
本社債はこれを株式に転換することができる

平成11年9月29日転換請求期間満了
平成11年10月 8日登記

第11回無担保転換社債
転換社債の総額
金362億6900万円
転換の条件
本社債の転換により発行する株式1株の発行価額（以下転換価額という）は、
下記(イ)とし、転換により発行すべき株式数は、次のとおりとする。
但し、本社債額面金額の一部及び利息については、転換を請求することはで
きない。
各社債権者が転換請求のため
提出した本社債額面金額の総額
株式数＝
転換価額
この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する社債額面金
額は、額面100円につき金100円の割合で償還する。
(イ) 転換価額 金2367円
(ロ) 転換価額の調整
転換価額は、当社が本社債発行後、時価を下回る払込金額で新株式を発行す
る場合には、次の算式により調整される。
新発行 1株当り
株式数 × 払込金額
既発行＋
株式数 時 価
調整後 調整前
転換価額 転換価額 ×
既発行株式数＋新発行株式数
なお、株式配当、無償交付による新株式の発行、株式の分割若しくは併合等
が行われる場合にも調整されるものとする。但し、転換により当社記名式額
面普通株式を発行する場合で、調整後の転換価額が当社記名式額面普通株式
の額面金額を下回るときは、当該額面金額をもつて調整後の転換価額とする。
転換によって発行すべき株式の内容
当社記名式額面普通株式（1株の額面金額50円）
但し、本社債の転換により発行する株式を当社記名式無額面普通株式とした
場合は、当社記名式無額面普通株式。
転換の請求をすることのできる期間
昭和63年10月1日から昭和78年8月28日まで
各転換社債の金額
金100万円
各転換社債につき払い込んだ金額
全額
本社債はこれを株式に転換することができる

第12回無担保転換社債
転換社債の総額
金386億6200万円

転換の条件
本社債の転換により発行する株式1株の発行価額（以下転換価額という）は、
下記(イ)とし、転換により発行すべき株式数は、次のとおりとする。
但し、本社債額面金額の一部及び利息については、転換を請求することはで
きない。

各社債権者が転換請求のため
提出した本社債額面金額の総額

株式数 = $\frac{\text{転換価額}}{\text{本社債額面金額の総額}}$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する社債額面金
額は、額面100円につき金100円の割合で償還する。

(イ) 転換価額 金2367円
(ロ) 転換価額の調整

転換価額は、当社が本社債発行後、時価を下回る払込金額で新株式を発行す
る場合には、次の算式により調整される。

			新発行 株式数	×	1株当り 払込金額
		既発行 +			
調整後	調整前	株式数	時		価
転換価額	転換価額	×			

既発行株式数 + 新発行株式数

なお、株式配当、無償交付による新株式の発行、株式の分割若しくは併合等
が行われる場合にも調整されるものとする。但し、転換により当社記名式額
面普通株式を発行する場合で、調整後の転換価額が当社記名式額面普通株式
の額面金額を下回るときは、当該額面金額をもつて調整後の転換価額とする。

転換によって発行すべき株式の内容
当社記名式額面普通株式（1株の額面金額50円）
但し、本社債の転換により発行する株式を当社記名式無額面普通株式とした
場合は、当社記名式無額面普通株式。

転換の請求をすることのできる期間
昭和63年10月1日から昭和75年8月30日まで

各転換社債の金額
金100万円

各転換社債につき払い込んだ金額
全額

本社債はこれを株式に転換することができる

第16回無担保転換社債

転換社債の総額
金800億円
金799億9600万円
平成11年12月31日変更 平成12年 1月11日登記
金799億9100万円
平成12年 1月31日変更 平成12年 2月 8日登記
金799億8800万円
平成12年 3月31日変更 平成12年 4月10日登記

転換の条件

①転換価額
金1094円

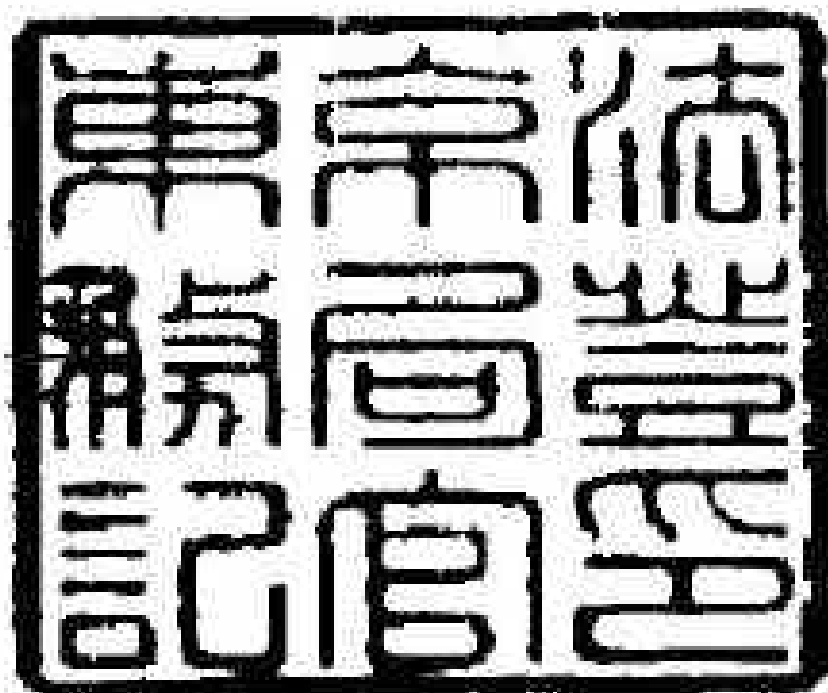
②転換により発行する株式数
本社債の転換により発行する当社の普通株式の株式数は次の通りとする。

	各社債権者が転換請求のため提出した本社債額面金額の総額 株式数 = $\frac{\text{転換価額}}{\text{この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する社債額面金額を額面100円につき金100円の割合で償還する。ただし、円位未満の金額は、これを切り上げる。}}$ ③転換価額の調整 本社債の発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、本社債の転換価額は次に定める算式（以下転換価額調整式という。）をもって調整される。 $\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行1株当たり株式数} \times \text{の払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ なお、株式分割により普通株式を発行する場合ならびに時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券の発行もしくは当社の普通株式の新株を引受ける権利を付与された証券を発行する場合にも調整されるものとする。ただし、転換により当社の額面普通株式を発行する場合で、転換価額調整式により算出された調整後の転換価額が当社の額面普通株式の額面金額を下回るときは、その額面金額をもって調整後の転換価額とする。 転換によって発行すべき株式の内容 当社の普通株式（額面普通株式（1株の額面金額50円）ただし、本社債の転換により発行される株式を当社の無額面普通株式とした場合は、無額面普通株式とする。） 転換の請求をすることのできる期間 平成11年11月1日から平成18年9月28日まで 各転換社債の金額 金100万円 各転換社債につき払い込んだ金額 全額 本社債はこれを株式に転換することができる 平成11年 9月16日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年 5月20日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成12年 4月26日
東京法務局
登記官

立 花 宣



**RECORDATION FORM COVER SHEET
TRADEMARKS ONLY**

02L 432

TO: The Commissioner of Patents and Trademarks: Please record the attached original document(s) or copy(ies).

Submission Type☒ New☐ Resubmission (Non-Recordation)
Document ID # ☐ Correction of PTO Error
Reel # Frame # ☐ Corrective Document
Reel # Frame # **Conveyance Type**☐ Assignment☐ License☐ Security Agreement☐ Nunc Pro Tunc Assignment☐ MergerEffective Date
Month Day Year
☒ Change of Name☐ Other **Conveying Party**☐ Mark if additional names of conveying parties attachedName Execution Date
Month Day Year
Formerly ☐ Individual ☐ General Partnership ☐ Limited Partnership ☒ Corporation ☐ Association☐ Other ☒ Citizenship/State of Incorporation/Organization **Receiving Party**☐ Mark if additional names of receiving parties attachedName ~~DBA/AKA~~ Composed of Address (line 1) Address (line 2) Address (line 3) Zip Code ☐ Individual ☐ General Partnership ☐ Limited Partnership☒ Corporation ☐ Association☐ Other ☒ Citizenship/State of Incorporation/Organization

If document to be recorded is an assignment and the receiving party is not domiciled in the United States, an appointment of a domestic representative should be attached. (Designation must be a separate document from Assignment.)

FOR OFFICE USE ONLY

Domestic Representative Name and Address

Enter for the first Receiving Party only.

Name

Address (line 1)

Address (line 2)

Address (line 3)

Address (line 4)

Correspondent Name and Address

Area Code and Telephone Number

(310) 277-1391

Name

KODA & ANDROLIA

Address (line 1)

10100 Santa Monica Blvd.

Address (line 2)

Suite 2340

Address (line 3)

Los Angeles, CA 90067

Address (line 4)

Pages

Enter the total number of pages of the attached conveyance document
including any attachments.

#

Trademark Application Number(s) or Registration Number(s)

☐

Mark if additional numbers attached

Enter either the Trademark Application Number or the Registration Number (DO NOT ENTER BOTH numbers for the same property).

Trademark Application Number(s)

Registration Number(s)

2,000,552

Number of Properties

Enter the total number of properties involved.

#

1

Fee Amount

Fee Amount for Properties Listed (37 CFR 3.41):

\$

40.00

Method of Payment:

Enclosed

☒

Deposit Account

☐

Deposit Account

(Enter for payment by deposit account or if additional fees can be charged to the account.)

Deposit Account Number:

#

11-1445

Authorization to charge additional fees:

Yes

☒

No

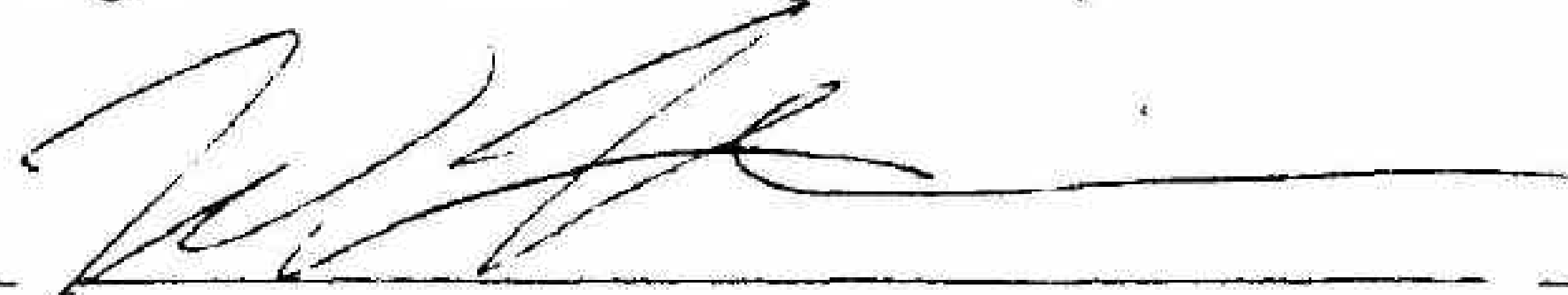
☐

Statement and Signature

To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any
attached copy is a true copy of the original document. Charges to deposit account are authorized, as
indicated herein.

William L. Androlia
Reg. No. 27,177

Name of Person Signing



Signature

8/1/2000

Date Signed